長野県での移動サービスの創出支援について

長野県健康福祉部介護支援課
主任保健師　小澤　文乃

長野県　地域包括ケア体制構築支援関連事業の一例

平成29年度

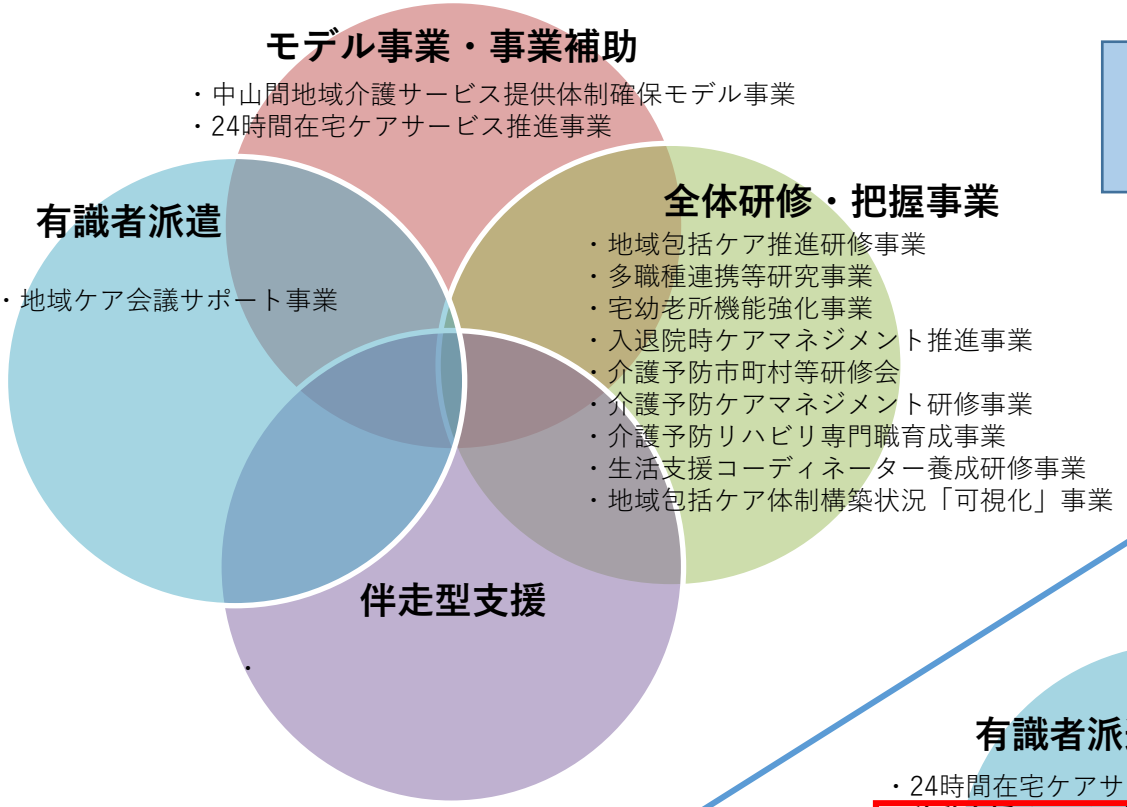

令和５年度

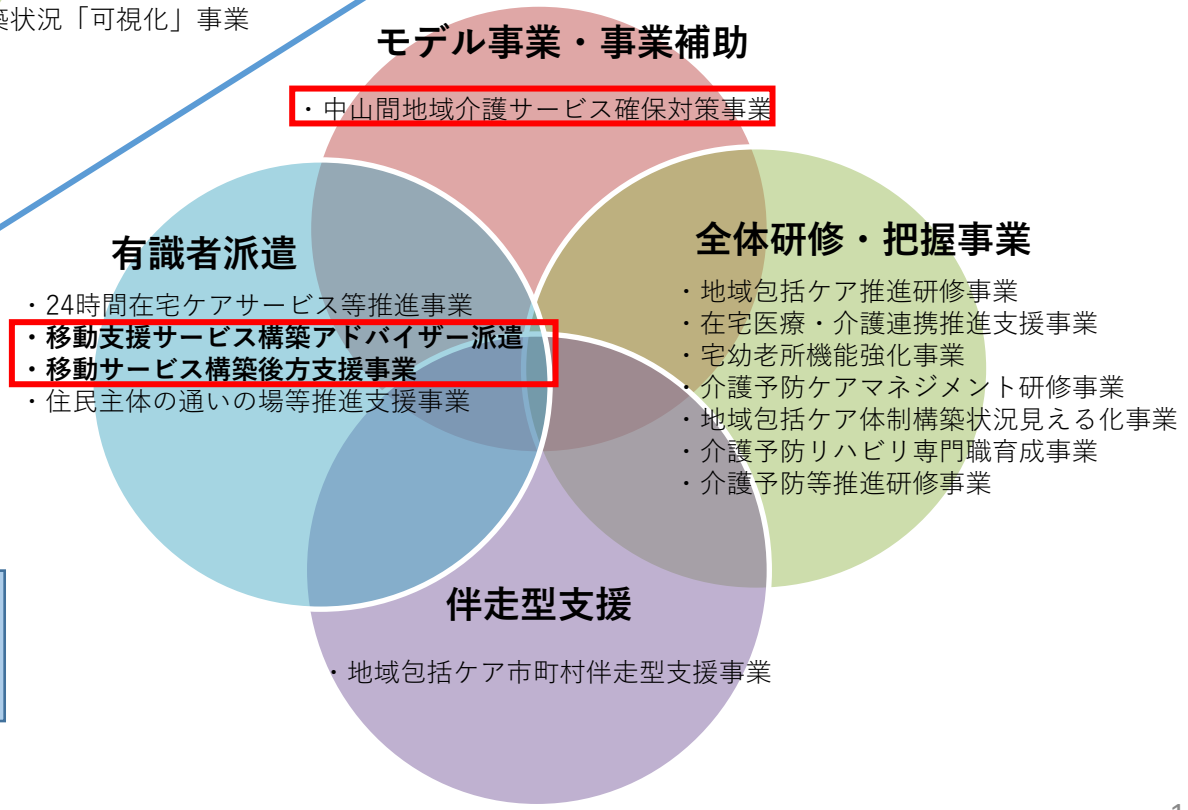

長野県が目指す地域包括ケア体制のイメージ図

定義

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援**が一体的に提供される地域包括ケア体制を市町村において日常生活圏域（中学校区）ごとに構築

＜地域包括ケア体制＞

医療

入院医療・高度専門
- 急性期病院
- 亜急性期・回復期リハビリ病院

在宅医療
- **かかりつけ医機能発揮**
- 地域の連携病院
- 認知症疾患医療センター

通院・入院、通所・入所

通院
入院

住まい

- 住み慣れた自宅
- サービス付き高齢者住宅　等

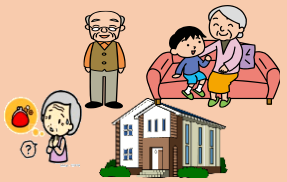

通所
入所
宿泊
訪問

介護

在宅系サービス
- 訪問介護・訪問看護・通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 短期入所生活介護
- 24時間対応の訪問サービス
- **複合型サービス**
（小規模多機能型居宅介護＋訪問看護）等

施設系サービス
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 認知症共同生活介護
- 特定施設入所者生活介護　等

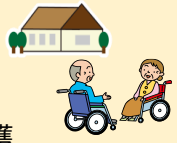

ケアマネジャー
- ケアプラン作成

介護予防・生活支援

介護予防・フレイル対策
- **通いの場（体操等）**
- 地域活動への参加（老人クラブ、自治会、ボランティア、NPO等）

生活支援
- 洗濯、掃除等の生活援助
- 見守り、配食
- **外出・移動支援**

相談・サービスコーディネート

市町村のマネジメント
- 地域包括支援センター
- 地域ケア会議
- 認知症初期集中支援チーム
- 地域包括ケア体制見える化

◎地域包括ケア体制の深化・推進を図るため**「何のために（何を成果に）」**施策を推進するかを共有したうえで成果指標を設定し**成果指標の向上に向け**必要な施策を推進

＜成果指標と取組　例＞

◆医療・介護
「在宅等死亡率の増」
→かかりつけ医機能の発揮による医療介護連携の推進

◆介護予防
「健康寿命の延伸」
→リハビリ専門職の介護予防への参入促進

◆生活支援
「幸福度の向上」
→移動サービス等ニーズの高い生活支援体制整備

第９期長野県高齢者プラン素案の推進目標と施策体系

基本目標（最終アウトカム）

しあわせ（ゆたかさ）や長寿の喜びを実感し、ともに支え合い、自分らしく安心して暮らしていける信州

最終成果指標

- 健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）
- 調整済み要介護（要支援）認定率
- 在宅等での看取り（死亡）の割合（自宅及び老人ホームでの死亡）
- 元気高齢者・居宅要介護（要支援）の幸福感

推進目標（中間アウトカム）

目標	成果指標
推進目標１：健康で生きがいのある暮らしの実現	
● 高齢者が活動的な生活習慣を身に着け、健やかに暮らしています。 ● 主体的・継続的に介護予防に取り組み、要介護リスク・重度化を抑制しています。	➢ 65歳以上元気高齢者で社会活動を行っている者の割合 ➢ 趣味や生きがいがある高齢者の割合 ➢ 65歳以上の有業率 ➢ 要介護リスクの割合 ➢ 要支援者の１年後の重症化率
推進目標２：地域における支援体制・在宅医療と介護の充実	
● 在宅の継続に向け、地域包括支援センターが中核的な機関として機能しながら、生活支援サービス、家族介護支援など、包括的なケアを行える体制が整っています。 ● 在宅医療・介護連携が進み、在宅生活継続の希望が持て、最期まで自分らしい暮らしができています。 ● 認知症に対する正しい理解が深まり、連携支援や相談機能が充実し、住み慣れた地域での暮らしを支えています。	➢ 在宅療養・介護を希望する割合 ➢ 生活支援サービスの充実の必要性を感じている者の割合 ➢ 要介護３以上の在宅サービス利用率 ➢ 「人生の最期を迎えたい場所」を決められている者の割合 ➢ 認知症初期集中支援チーム対応件数（65歳以上人口千人あたり件数）
推進目標３：安心安全な暮らしの確保	
● 本人の希望や状況に応じた住まいを選択ができ、暮らすことができています。 ● 災害や感染症など緊急時に向けた備えができています。 ● 権利が守られ、尊厳ある暮らしをおくるとともに、防犯・安全の取組が充実し安心して暮らすことができています。	➢ 施設入所を希望する理由が「住まいの構造」と回答した割合 ➢ 自宅・地域で暮らす要介護認定者に占める特養入所希望者の割合
推進目標４：持続可能な介護サービス提供基盤の構築	
● 介護人材が確保され、必要な介護サービスが提供できています。 ● 介護保険が適切に運営されています。	➢ 介護職員数 ➢ 要介護認定率の乖離率 ➢ 介護給付の計画との乖離率（在宅サービス）

政策・施策	重点取組
第１章：高齢者が生きがいをもって活動していける社会づくり 第１節　「人生100年時代」におけるシニアの活躍推進 第２節　健康づくりの総合的な推進	多様な介護人材の確保
第２章：高齢者が健康でいきいきと暮らせる地域づくり 第１節　フレイル予防・要介護リスク抑制の取組の強化 第２節　効果的な介護予防の推進	地域包括ケア体制の深化・健康長寿
第３章：住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制の確立 第１節　地域の実情に応じた地域包括ケアの推進 第２節　多様な主体による包括的な検討の場の推進 第３節　生活支援・移動支援の充実 第４節　在宅生活を支援するサービスの充実 第５節　ヤングケアラー等を含む家族介護者への支援	地域包括ケア体制の深化・健康長寿
第４章：医療と介護が一体となった在宅療養の推進 第１節　在宅医療・介護サービスの充実 第２節　地域における医療と介護の連携の強化 第３節　ACPの普及と人生の最終段階におけるケア・看取りの充実	地域包括ケア体制の深化・健康長寿
第５章：認知症の人や家族にやさしい地域共生社会づくり 第１節　認知症に関する正しい知識と理解の増進とバリアフリー化の推進 第２節　認知症の予防等に資する可能性のある活動の推進 第３節　医療・介護等の連携による認知症の人等への支援 第４節　認知症の人や家族等からの相談体制の強化、家族介護者への支援 第５節　若年性認知症や認知症の人の社会参加支援	地域包括ケア体制の深化・健康長寿
第６章：一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出 第１節　介護保険施設等の整備 第２節　高齢者の多様な住まい方への支援 第３節　安全・安心な住まいづくり	計画的なサービス提供体制基盤
第７章：災害・感染症の対策 第１節　災害対策の推進 第２節　感染症対策の推進 第３節　要配慮者支援対策の推進	計画的なサービス提供体制基盤
第８章：権利擁護・防犯・交通安全対策 第１節　高齢者の権利擁護・虐待防止の一層の推進 第２節　消費生活の安定と向上 第３節　交通安全対策の推進	地域包括ケア体制の深化・健康長寿
第９章：介護人材の養成・確保、事業所の生産性向上の推進 第１節　介護現場の生産性向上に向けた支援 第２節　介護人材の確保・定着 第３節　介護人材の資質向上 第４節　福祉・介護に対する理解の向上	多様な介護人材の確保、介護現場の生産性向上
第10章　介護保険制度の適切な運営 第１節　介護サービスの質の向上 第２節　適切なサービス利用の促進 第３節　保険財政への支援と低所得者の負担軽減等 第４節　介護給付適正化の推進	計画的なサービス提供体制基盤

令和5年度　長野県移動支援サービス構築支援パッケージ

①【個別支援】伴走支援（アドバイザー派遣）

市町村選定（３市町村程度） → 訪問・ヒアリング（オンライン含む） → 研修・助言（市町村へ） → 事業構成提案（市町村から） → 助言・フォローアップ

【R５:市町村個別支援体制】全国移動ネット、（必要に応じ）先行自治体職員、医療経済研究機構　等
長野県（交通政策課、暮らし安全・消費生活課、地域福祉課、介護支援課）

②【後方支援】支援体制整備業務（委託）

（１）制度相談コールセンターの設置
週１回（半日）：電話及びメールによる制度相談
→【目的】市町村からのニーズ（相談）の多い、制度理解をサポート

（２）情報提供のための研修会、事例報告会
移動支援サービス構築のための研修会等の開催
→【目的】移動サービス構築にかかる啓発、必要性の理解促進

※全国移動サービスネットワークに委託（予定）

③財政支援（中山間地域）

市町村等が各地域の実情に応じて実施する、中山間地域における移動支援を含む、介護・生活支援サービスの確保施策など取組に対して、その経費を補助

ア　対象市町村等　　介護報酬の特別地域加算等の対象地域のある市町村・広域連合
イ　補　助　率　　10/10（上限100万円）

④移動サービス構築事例集作成（R4）

県内等のサービス事例について、

・類型別にまとめ、地域住民を含めて見える化
・構築支援事例についても掲載

地域に必要な移動支援サービスの整備を図る

令和5年度　長野県移動支援サービス構築支援パッケージ①

《令和４年事業開始以前と、現在のイメージの変化。。》
○　伴走的な支援を行うことにより、ゼロからの支援を行うイメージで周知

移動サービスの実施

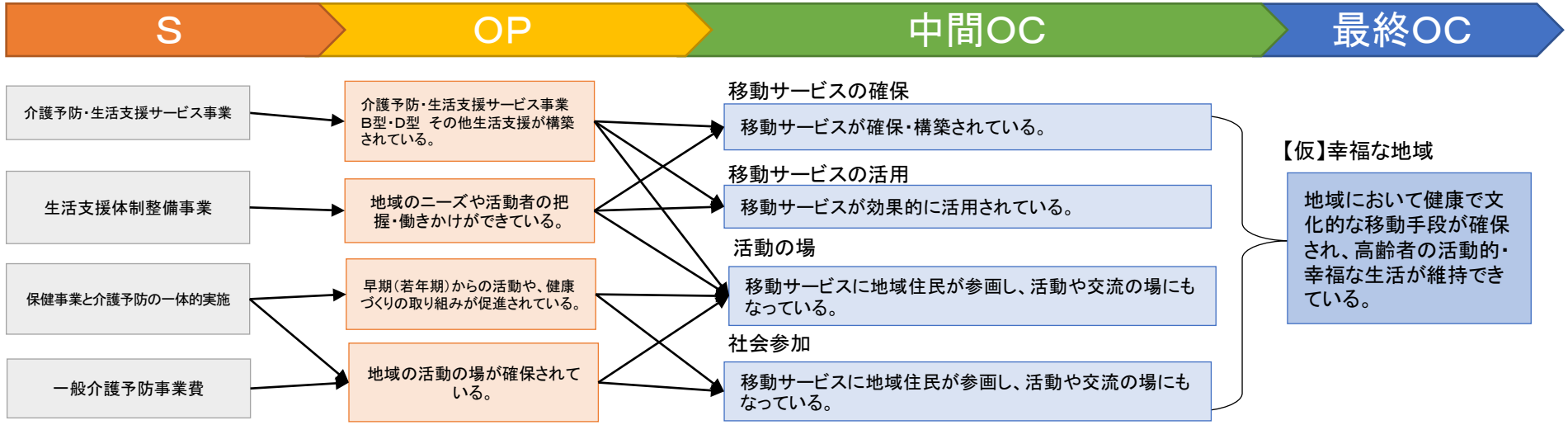

長野県支援パッケージ

- ①【個別支援】伴走支援（アドバイザー派遣）
- ②【後方支援】支援体制整備業務　※制度相談
- ②【後方支援】支援体制整備業務　※事例報告会
- ③財政支援（中山間地域）
- ④移動サービス構築事例集の作成

令和5年度　長野県移動支援サービス構築支援パッケージ②

《令和４年事業開始以前と、現在のイメージの変化。。》
○　地域におけるニーズ・課題・「何のためにやるのか」・パワーの明確化は、さらに必要。

移動サービスの実施

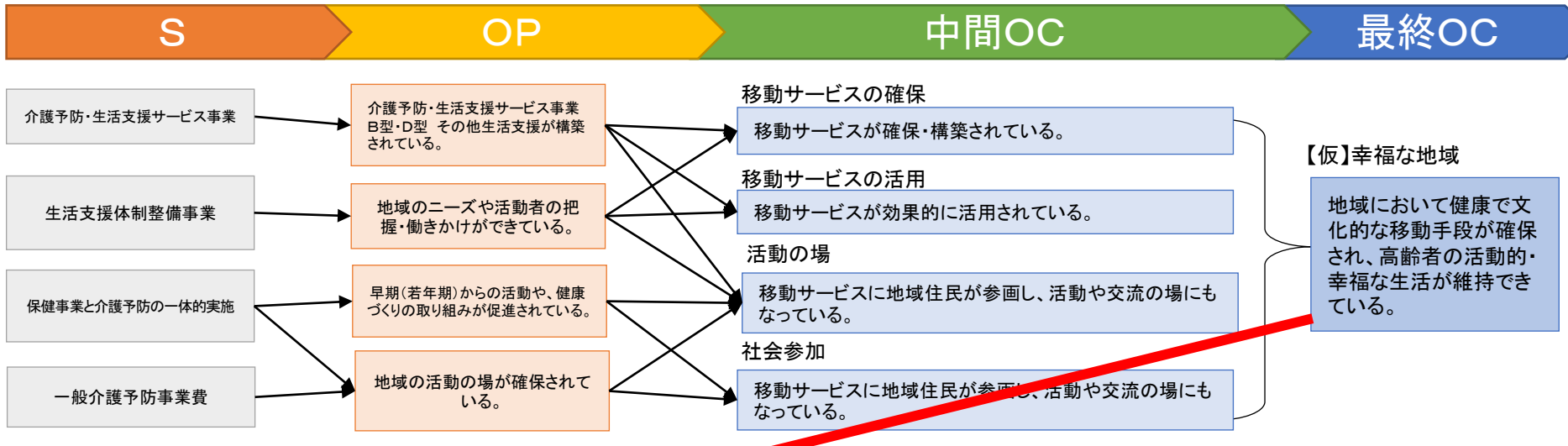

長野県支援パッケージ

Q

①【個別支援】伴走支援（アドバイザー派遣）

②【後方支援】支援体制整備業務
※制度相談

②【後方支援】支援体制整備業務　※事例報告会

③財政支援（中山間地域）

④移動サービス構築事例集の作成

①長野県介護予防・日常生活支援総合事業サービス立ち上げアドバイザー派遣事業
～令和5年度　移動支援サービスの充実を重点的に支援～

市町村支援の進め方

支援希望市町村募集・選定 → 個別・伴走支援（３市町村程度） → サービス構築（フォロー） → 事例集（別事業）や事例報告会での報告

R３（老健事業モデル都道府県）　R４（県独自事業）　・　・　・

集中支援枠へのアドバイザー派遣のイメージ

市町村選定（ヒアリング） → 訪問・ヒアリング（オンライン含む） → 研修・助言（市町村へ） → 事業構成提案（市町村から） → 助言・フォローアップ

【R５:市町村支援体制】移動ネットアドバイザー、（必要に応じ）先行自治体職員等
長野県（介護支援課、地域福祉課、交通政策課、暮らし安全・消費生活課）

本事業での重点的な支援範囲

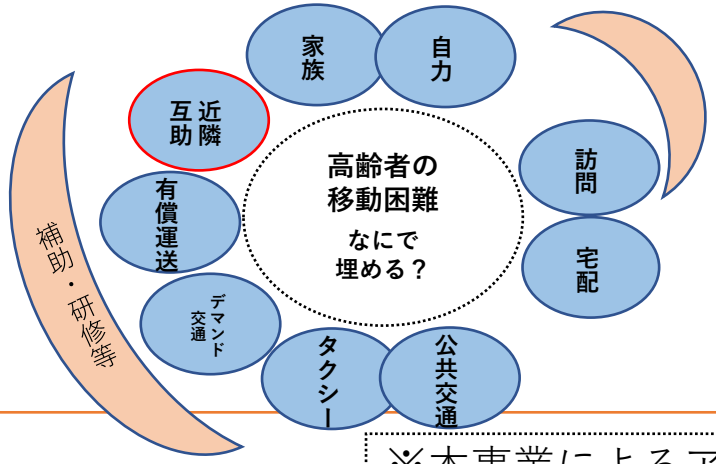

※ 長野県において、一般的な公共交通の「充実を目指すのは困難。
※ 高齢者支援担当者が明確にイメージできる支援範囲を優先したい。
（ただし、他を妨げず、対象と協議により決定）
- 互助の移動支援
- 特に、登録不要の形態
- 目的等によっては、総合事業の訪問型サービスDへの位置づけを検討
- タクシー券の補助（市町村事業）

※本事業によるアドバイザー派遣などにかかる経費ついて、市町村の負担はなし。

相談窓口・アドバイザー派遣にかかる実績（令和4年度）

1　実績

※1　移動サービス後方支援体制整備事業（全国移動ネットへの委託事業、相談窓口の設置）

※2　移動支援サービス立ち上げアドバイザー派遣事業（市町村にアドバイザーを派遣）

電話・メールによる相談件数（※1）	アドバイザー派遣件数（※2）
35件	集中支援　延べ14回（4自治体） 単発支援　延べ3回（2自体体）

2　主な相談内容

- 移動支援サービス立ち上げに向けて、制度のことなど、住民向けに勉強会を開催したい。
- 他の自治体の移動支援に関する事例を紹介してほしい。
- 高齢者になって免許を返納しても、安心して暮らせるスキームを作りたい。
- 高齢者の外出機会が減っているため、機会を増やしたい。
- 町営バス・デマンドタクシーなど既存の移動支援サービスから漏れている方の支援が必要。
  既存の支援を確認し、まちの移動支援について再検討したい。
- 運転ボランティアの確保が難しい。（担い手不足に対する打ち手がほしい）
  保険やお礼などの扱いをどうしていいか分からない。

など・・

本事業の活用により、住民向け勉強会の開催、先行自治体の事例共有・視察、既存資源を見直し再構築のための検討、など・・アドバイザーの協力により実施。
※まちが目指す姿に向け、施策展開できるよう後方支援を行う。

・先進自治体の取り組みを知りたい。
・制度について知りたい。
・どのような機関と連携を取ればいい？
・そもそも資源がない・・・　など

市町村の移動支援に
関する課題は山積み

アドバイザー
派遣依頼

・先進自治体の取り組みや制度について紹介
・市町村の課題整理・既存資源の発掘　など
※移動サービス立ち上げ・拡充等に向けた助言及び後方支援

アドバイザーの助言・後方支援をきっかとし、まちが**目指す姿**に
向けて、市町村関係者間で**対話**を重ねていく。

②長野県移動サービス後方支援体制整備事業

通院や買い物、地域の居場所等に行けなくて困っている人のために

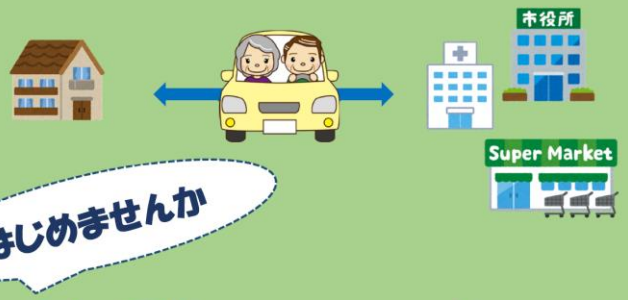

はじめませんか

移動サービス

相談窓口を設置しました！
まずはご相談ください！
詳細は裏面へ

相談・問い合わせ先

☎ 050-5526-2620

✉ info@zenkoku-ido.net

長野県「令和５年度長野県移動サービス後方支援体制整備事業」
受託者：特定非営利活動法人　全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）

事業の概要

概　　要	移動サービスを立ち上げたい方、応援したい行政に対する相談窓口
実施期間	令和５年４月27日（木）～令和６年３月15日（金）
対 象 者	長野県内の方は どなたでも（住民の方も、事業者も、行政も）
利用料金	無料　（但し、電話相談に係る通話料は利用者負担）
担 当 者	移動サービスに関する制度や、他の地域の先進事例に精通し、サービス立ち上げの実績があるアドバイザー（全国移動ネットに所属）

1. 相談窓口

毎週 火・木曜日が電話相談日です！（祝日・年末年始除く）

移動サービスの実施や制度に関すること、何でもご相談ください！

時 間 帯　　13時から16時まで

相 談 先　　☎050-5526-2620

便利なメール相談は随時対応

info@zenkoku-ido.net

専用フォームからもアクセスできます

2. アドバイザー派遣※電話・メール相談の結果、必要な場合は直接お伺いします。

実 施 日	日にち・時間帯は要相談
派遣対象	各種移動サービスに関するセミナーや勉強会、協議体、関係者打合せ、実証実験 等
申 込 先	お住まいの市町村高齢者福祉担当課へご相談ください。

＜お申込の流れ＞

申込者 → お住まいの市町村 → 全国移動ネット

長野県「令和５年度長野県移動サービス後方支援体制整備事業」
受託者：特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）

④高齢者向けの移動サービスの創出に向けた事例集

高齢者向けの移動サービスの創出に向けた事例集

令和４年度
長野県

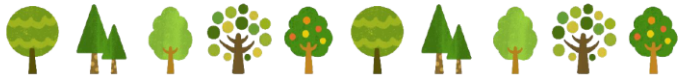

目次

	目次	ページ
第1章	はじめに	1
	1. 高齢者を取り巻く環境、移動サービスの必要性	1
	2. 道路運送法や介護予防・日常生活支援総合事業のポイント	3
	3. 高齢者の暮らしを支える移動サービスの担い手	5
第2章	紹介する事例の概要	7
	1. 事業を継続・継承する空白地有償運送 ～塩尻市楢川地区 NPO法人 ビレッジならかわの取組～	9
	2. タクシー撤退を契機とした空白地有償運送による地域の足の確保 ～大鹿村 NPO法人 あんじゃネット大鹿による「いかまいカー」の取組～	11
	3. 地域で支える持続可能なデマンド型交通の取組 ～上田市豊殿地区自治組織による無料の「お助け福祉車『ひだまり号』」の取組～	13
	4. 町会とタクシー事業者の連携によるファーストワンマイルの確保 ～松本市白板地区放光寺町会による相乗りタクシー「お互いさまタクシー」の取組～	15
	5. 町会が運行する多機能でエコな低速度輸送サービス ～千葉県松戸市 高齢者の健康と地域の安心・活気をつくるｸﾞﾘｰﾝｽﾛｰﾓﾋﾞﾘﾃｨ～	17
	6. 社会福祉法人の車両を活用した買物支援 ～喬木村 「たかぎショッピングツアー」の取組(実証運行)～	19
	7. 社協、地区と社会福祉法人が連携した移動支援サービスの確保 ～御殿場市社会福祉協議会による移動支援サービスの立ち上げサポート～	21
	8. 北地区住民によるサロン等への送迎の取組 ～喬木村の住民組織 北サロン送迎 かごやの取組～	23
	9. シンプルな仕組みをつくり、6地区で通いの場への足を確保 ～飯綱町住民の支え合いによる送迎の取組～	25
	10. 官民連携で作り上げる一人暮らし高齢者等の付添支援 ～須坂市旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会による生活支援の取組～	27
	11. 生活支援と一体的に提供される買物等の付添支援 ～喬木村「おたすけ隊たかぎレンジャー」の取組～	29
	12. 地区と支所との協働による住民参加型の移送支援 ～塩尻市 片丘地域づくり協議会の取組～	31
	13. 福祉有償運送＋生活支援で高齢者の多様なニーズに対応 ～駒ヶ根市 NPO法人 地域支え合いネットによる「アトム便・アトム支援」の取組～	33
	14. 生活支援と一体的に提供される付添い支援やサロン送迎 ～長野市社会福祉協議会の地域たすけあい事業の取組～	35
	15. 送迎付きサロン・買物付添等の横展開の取組 ～大分県国東市 竹田津 くらしのサポートセンター「かもめ」を事例として～	37
第3章	移動サービスの主なプロセスとポイント	39
	1. 立ち上げのポイント	39
	2. 維持・改善	41
参考	長野県 移動サービスの相談窓口のご案内	43
	移動サービスの検討に役立つ文献	44

④高齢者向けの移動サービスの創出に向けた事例集

1. 作成の目的

市町村担当者や地域の方々が、**移動サービスの立ち上げや改善・継続・維持**を考える際の一助となるような情報や、取組みの工夫などを紹介する事例集とする。

❶高齢者向けの移動サービスの**立ち上げ**に参考になる内容
→共通する主なプロセス
→立ち上げの経緯、運行内容、支援制度
→関連法や制度　など

❷立ち上げ後、サービスの**改善や継続、維持**の参考になる内容
→担い手の育成
→利用促進
→安全の確保、活動・維持に向けた工夫　など

2. 事例集のターゲット・普及させたい取組み

ターゲット （読み手）	• 市町村担当者（特に福祉部門） • 自治会など地域づくり組織 • 社会福祉法人などの事業所
普及させたい 取組	• 住民主体の移動サービス （許可登録不要） • NPO等の公共交通空白地有償運送 • NPO等の福祉有償運送

【参考】市町村担当者が苦慮していたり、知りたい情報など

●立ち上げ
- 道路運送法との兼ね合い
- タクシー交通事業者との調整
- 車両、財源の確保
- 保険、要綱の作成方法
- 運転手など担い手の確保　など

●継続的な実施・改善
- 担い手の育成・継続的な確保
- 運行後の改善や利用促進
- 安全面の確保　など

出典：県内市町村アンケート等参考に実施

ご清聴ありがとうございました。

がんばろう
信州！

長野県 PR キャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

令和５年度 長野県 移動サービス事例報告会　2024.2.6

NPO法人 全国移動サービスネットワーク

基調報告

移動サービス創出に係る 課題と対応

- **課題**＆**よくあるご質問**についての提案
- **通達**「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様」の**一部改正**について

NPO法人 全国移動サービスネットワーク　副理事長　河崎民子

少子高齢＆人口減少社会＆核家族化の進行　高齢独居・高齢者のみ世帯の増加

65歳以上の者がいる世帯の世帯構造（状況・年次推移）厚生労働省 2022年国民生活基礎調査の概要から

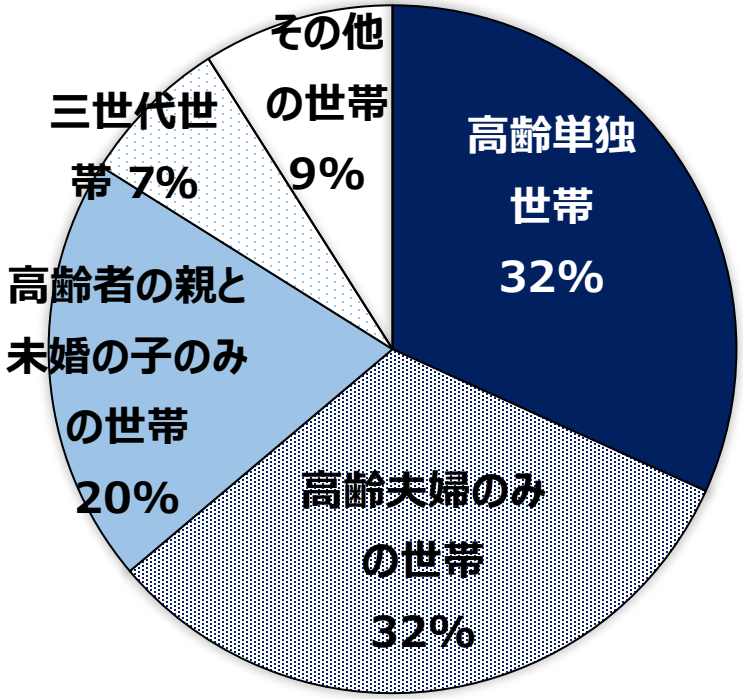

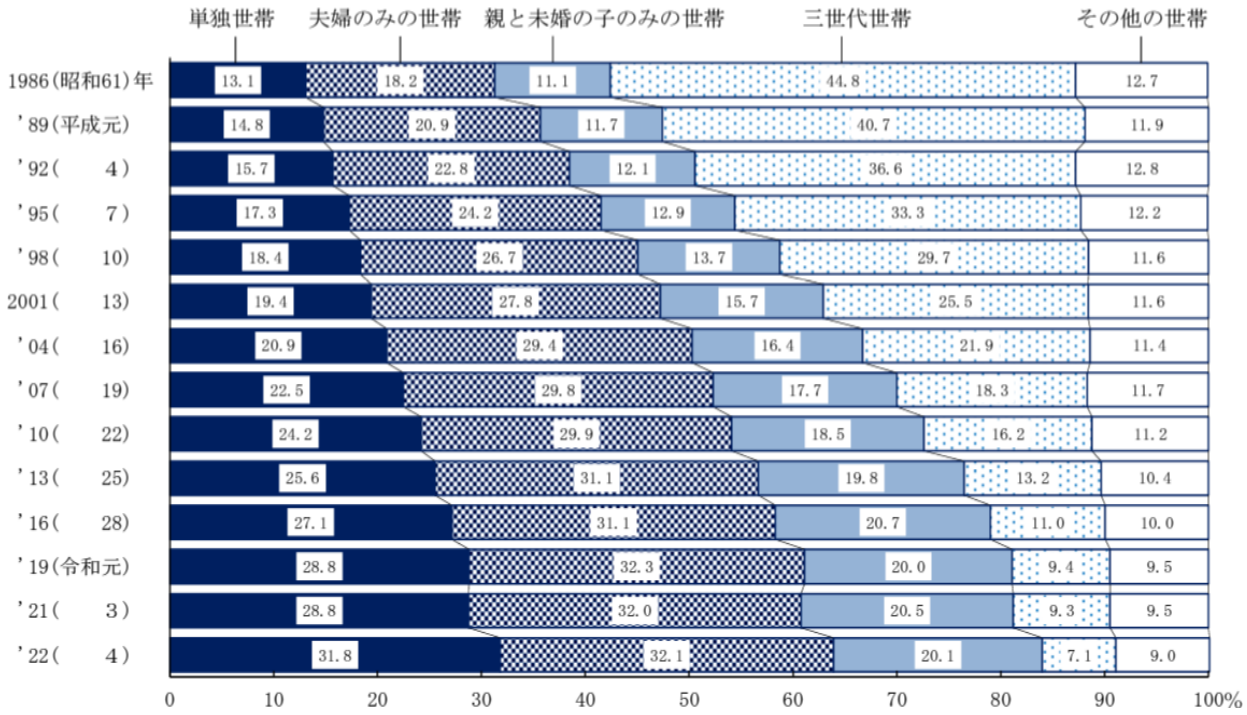

注：1) 1995(平成７)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
3) 2020(令和２)年は、調査を実施していない。
4) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

- 多世代同居時代にあった「家庭内の福祉的機能」が期待できない
- 公共交通では取り残される高齢者等がいる

→ **地域の福祉機能が課題に**

支援が必要な高齢者　全て介護保険の給付サービスで対応するのは 限界に近い

介護保険の財源構成と規模

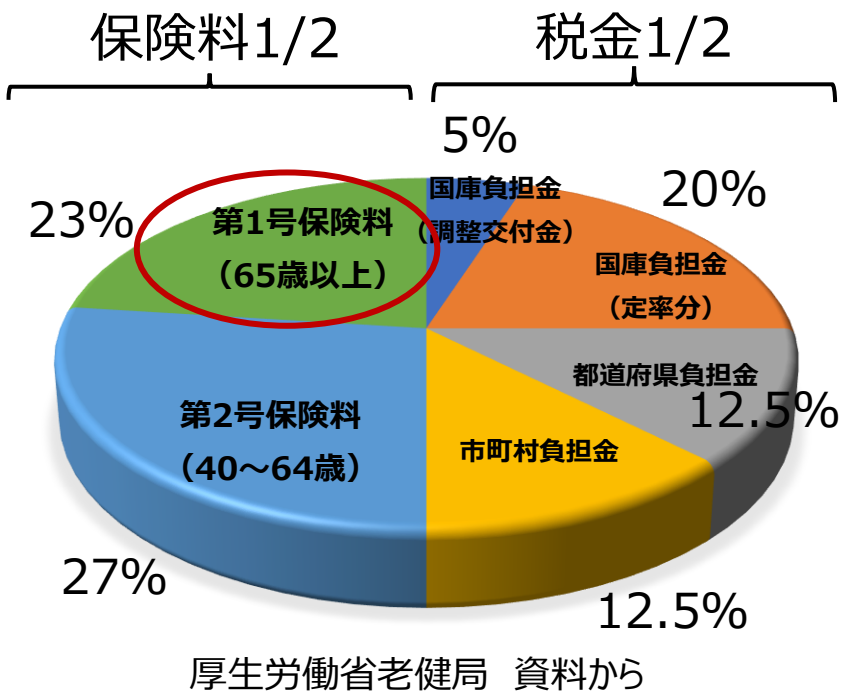

厚生労働省老健局　資料から

・要介護者等への給付
・介護人材の不足も深刻

フレイル・介護予防の取組みが急務　住民全体の課題

介護給付と保険料の推移

高齢人口の増加とともに要介護認定者も増え
給付費は当初の3倍、65歳以上の保険料(基準月額)も2倍超に

介護保険にかかる給付費・事業費と保険料の推移

【出典】介護保険事業状況報告
※1　介護保険に係る事務コストや人件費などは含まない（地方交付税により措置されている）。
※2　保険給付及び地域支援事業の利用者負担は含まない。

65歳以上が支払う保険料〔全国平均（月額・加重平均）〕

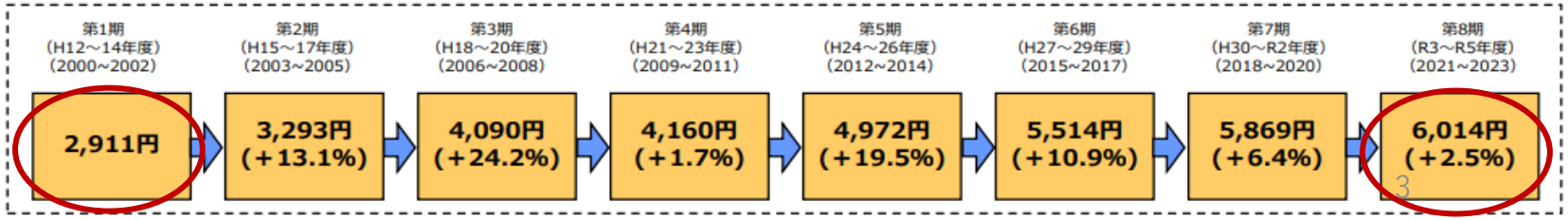

介護予防・日常生活支援総合事業の推進
～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

地域住民の参加

生活支援・介護予防サービス

○ニーズに合った多様なサービス種別
○住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供

・地域サロンの開催
・見守り、安否確認
・外出支援
・買い物、調理、掃除などの家事支援
・介護者支援　等

生活支援の担い手としての社会参加

高齢者の社会参加

○現役時代の能力を活かした活動
○興味関心がある活動
○新たにチャレンジする活動

・一般就労、起業
・趣味活動
・健康づくり活動、地域活動
・介護、福祉以外のボランティア活動　等

バックアップ
市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ
都道府県等による後方支援体制の充実

出典　厚生労働省

よくある質問　①車両はどのように確保しているか

■ **乗り合って買い物やサロンに行く場合**

・**社会福祉法人**が、デイサービス送迎の空き時間に車両を提供しているケースが多い（**公益的な取組を実施する責務**）

・地域にこのような課題がある。月１回からでも、と協力依頼してはどうか

※静岡県**御殿場市の事例：次頁**

※**喬木村**では(福)ポケットが運転も担っている

・**複数の法人**がローテーションして協力しているケースや、**医療法人**や**介護事業所**が協力するケースも増えている

・運転ボランティアが**マイカー数台**で買い物に行っているケースもある

※神奈川県小田原市や綾瀬市など

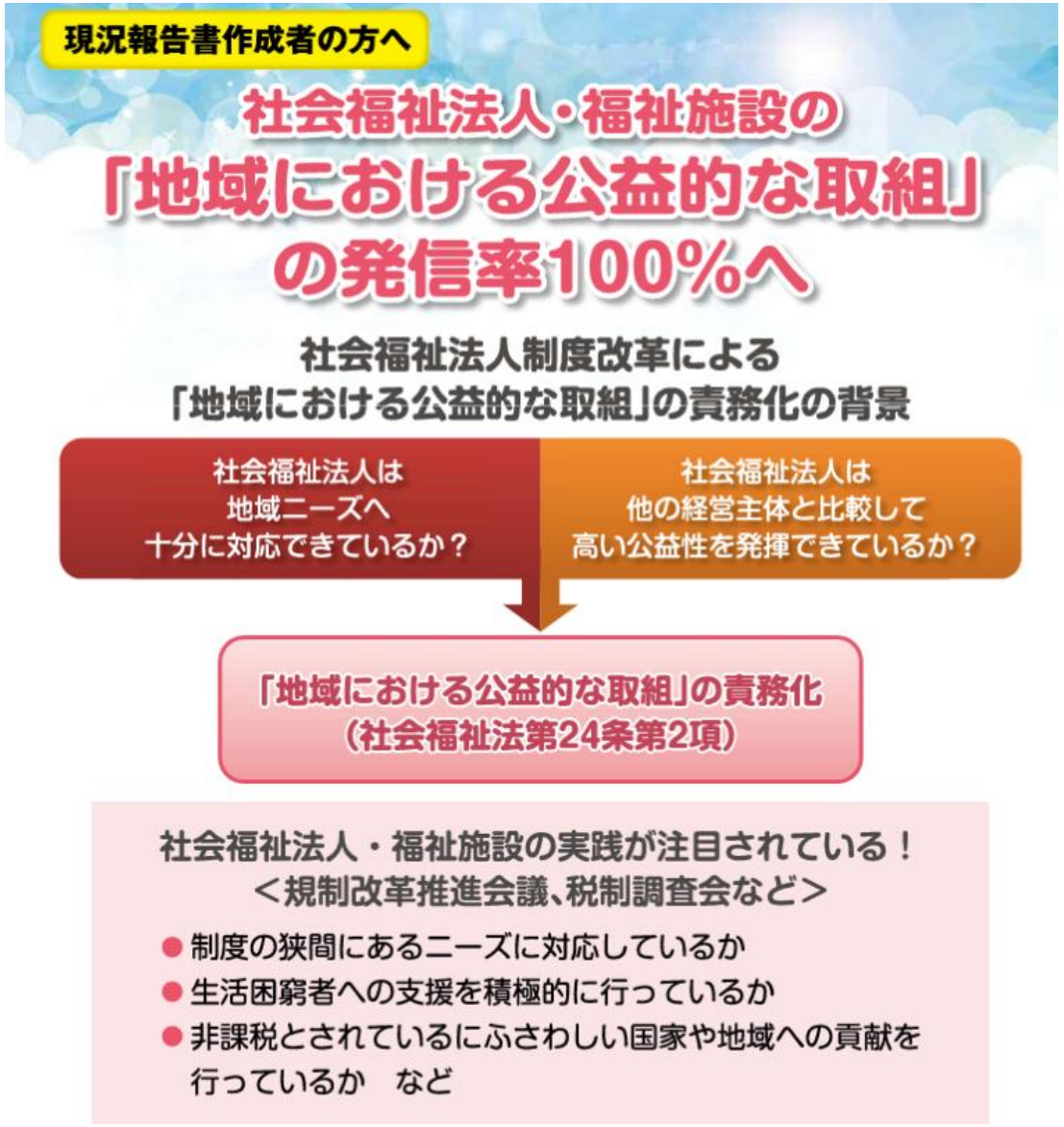

御殿場市　住民主体の移動支援事業（許可・登録不要）　**運転はボランティア**　（令和5年11月現在）

	事業名	発足日	内容	対象者	協力施設等(**車両提供**)
1	**運転ボランティアの会 たんぽぽ**	平成15年4月	**毎週(月)(水)(金)**通院等送迎	市内在住で歩行困難な方、自力で外出が困難な高齢者や障害者	**御殿場市、御殿場市社会福祉協議会**
2	**中畑北区買い物支援プロジェクト**	令和2年7月	**買い物支援 毎月2回**	中畑北区民で、買い物に行く手段がない高齢者	**(福)野菊寮**
3	**ほっくばらみんなで支える移動支援プロジェクト**	令和2年9月	**買い物支援 毎週(木)+6の日**	北久原区民で、買い物に行く手段がない高齢者	**(福)十字の園 御殿場十字の園**
4	**東山・二の岡移動支援サービス**	令和4年3月	**買い物支援 毎月第1第3(火)**	東山・二の岡区民で買い物に行く手段がない高齢者	**(有)グリーンフォレスト小規模多機能型居宅介護あざみ**
5	**駒門区元気になろう会 移動支援サービス**	令和4年4月	サロン送迎 毎月第2(火)	元気になろう会の参加者で移動手段がない方	**(福)福祉を共に考えるつどいの家**
6	**保土沢区いきいきサロン移動支援の会**	令和4年7月	サロン送迎 毎月第1(木)	元気になろう会の参加者で移動手段がない方	**(福)武蔵の会さくら学園**
7	**深沢区ふかさわやすらぎの会移動支援の会**	令和4年12月	サロン送迎 毎月第3(金)	やすらぎの会の参加者で移動手段がない方	**(福)十字の園 御殿場十字の園**
8	**印野地区買い物支援グループ**	令和5年6月	**買い物支援 毎月第2第4(火)**	印野区民で、買い物に行く手段がない高齢者	**(福)博友会 特養ふじあざみ**
9	**東山・二の岡生活支援お助け隊**	令和5年11月	**生活支援などとの一体運送**	東山・二の岡区民で独居または高齢者のみ世帯の高齢者	ボランティア車

■ 通院や買い物等を個別に支援する場合

・生活支援サービスなどとの一体運送(後ほど説明)で行うケースが多いため、**ボランティアのマイカー使用**が多い

＜ボランティアの声＞・慣れている自分の車のほうが安心　・決められた車両の場合、近所の人のサービスであっても、車の駐車場所まで行って、戻ってまた返却に行くのは疲れる

・**マイカーを使いたくない人**のために、軽自動車などの公用車も使えるようにしているケースもある

※須坂市旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会等

・社会福祉法人が、小さめの車両を提供しているケースもある

奈良県葛城市「東和苑ささえ愛会」提供
活動中は、マイカーに**マグネットシート**を貼る

須坂市提供

よくある質問　②運転ボランティアの年齢制限について

・**法人タクシー**の場合は、**法律による年齢制限はない**。個々のタクシー会社の経営判断。運行管理と雇用責任
・**個人タクシー**の場合は、**過疎地等**は**80歳まで**に引き上げられた。2023年9月

・**福祉有償運送**の運転者は75歳までと決めている団体が多い
・互助型は どうする？

参考

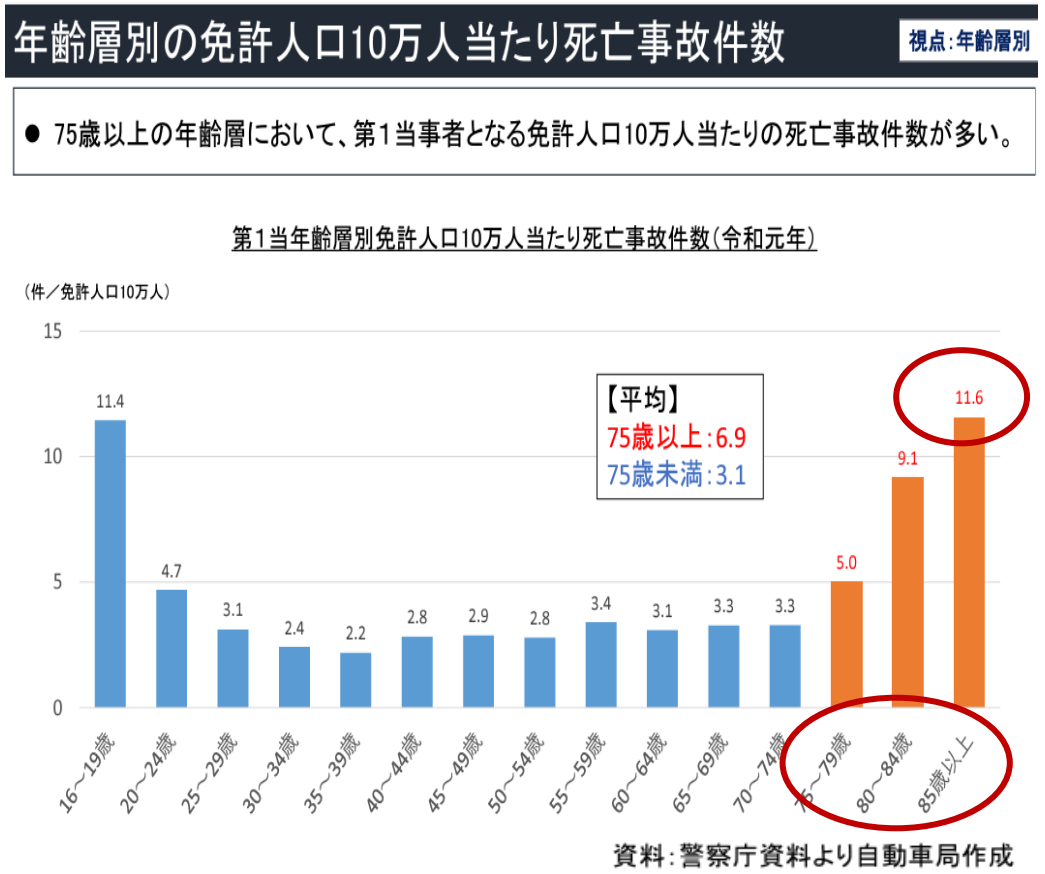

・**安宅和人** 慶応大学教授 **著「シン・ニホン」**
大半の人がもっとも生きがいを感じるのは自分が世の中の役に立っているときに違いない。それには仕事をする、つまり誰かや社会の役に立ってお金をもらう、というのが一番端的なわけだが、それを取り上げておいて豊かな老後を目指せというのは少々おかしい。

このシニア層の活躍には大いなるポテンシャルがある。・・・20～65歳ではなく、20～80歳まで範囲を広げるだけで、3割以上の しかも経験豊かな労働力が増えるからだ。このように大きな才能と情熱のかたまりを「強制」退場させてしまうのは あまりにももったいないことだ。

参考

7 高齢運転者による死亡事故

出典：**広島県警察本部**　令和２年中の交通死亡事故の主な特徴（令和3年2月）

○　令和２年中の65歳以上運転者による死亡事故件数は11件と前年に比べて大きく減少し，平成22年と比べてほぼ半減した。75歳以上運転者による死亡事故件数は７件で前年比４件増加した。

○　免許人口10万人当たりの死亡事故件数では，75歳以上運転者は特に減少が見られ，75歳未満運転者の差が小さくなっている。

高齢運転者による死亡事故件数の推移

（平成22～令和2年）

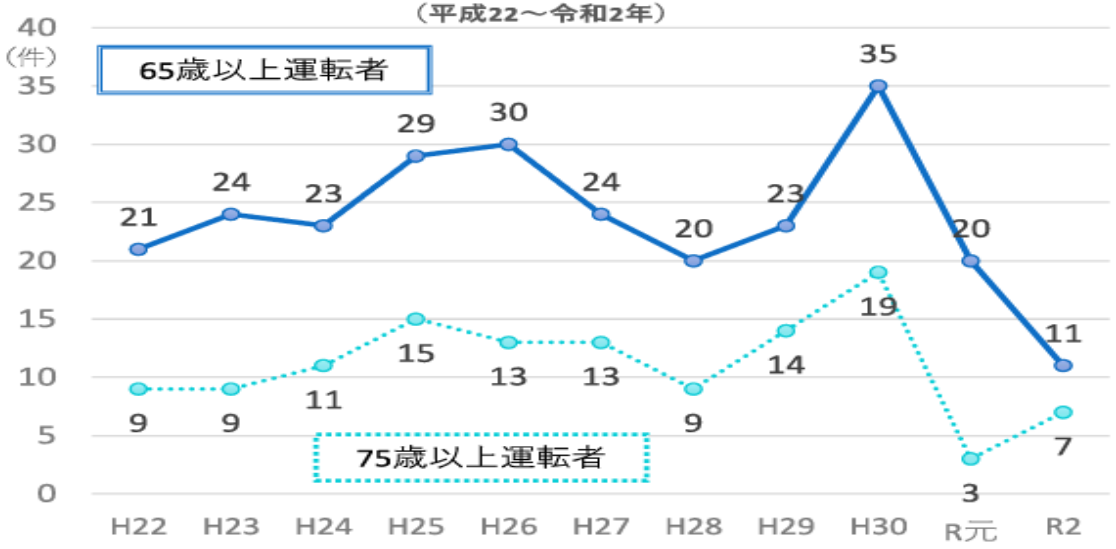

年齢層別　高齢運転者の死亡事故件数の推移　［件］

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2
65-69	9	9	5	10	10	4	6	6	6	8	2
70-74	3	6	7	4	7	7	5	3	10	9	2
75-79	5	4	3	7	7	4	2	6	7	0	3
80以上	4	5	8	8	6	9	7	8	12	3	4
合　計	21	24	23	29	30	24	20	23	35	20	11

注）「高齢運転者による死亡事故」‥原付以上の65歳以上高齢者が主たる原因者となった死亡事故。

高齢運転者による免許人口10万人あたりの死亡事故件数の推移（平成22～令和2年）

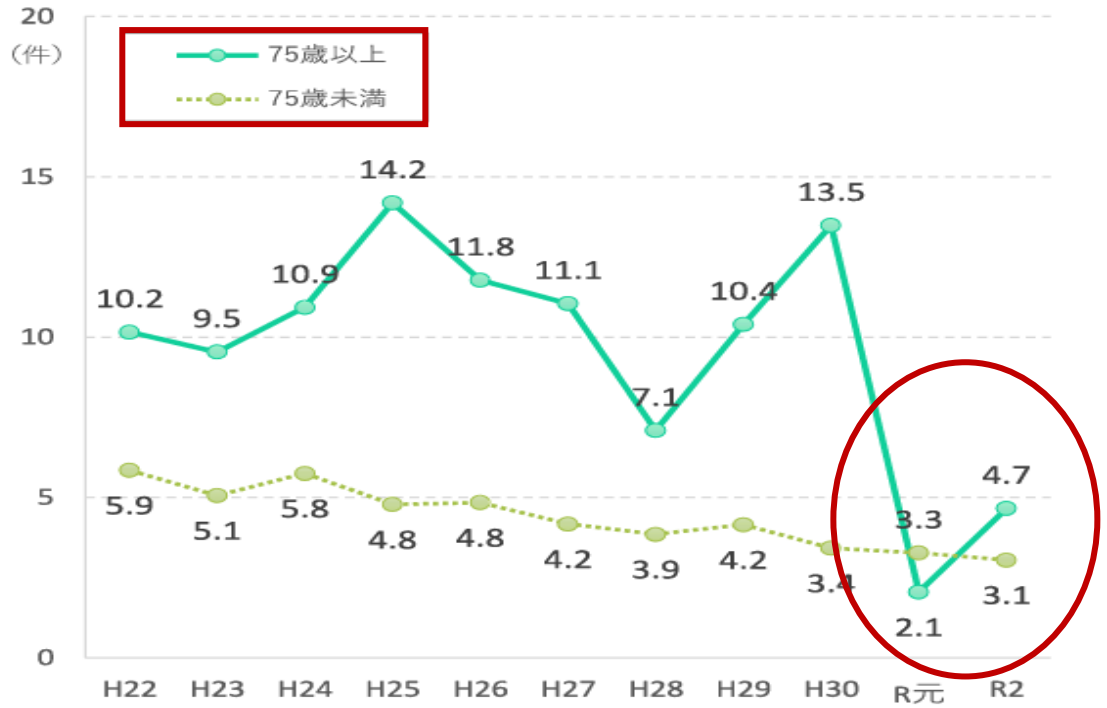

注）算出に用いた運転免許人口は，各年12月末の免許人口で，運転免許課資料による。

参考

5　高齢運転者による交通死亡事故件数の推移

出典：**警察庁交通局**　令和４年における交通死亡事故の発生状況について（令和５年３月）

75歳以上高齢運転者による死亡事故件数の推移

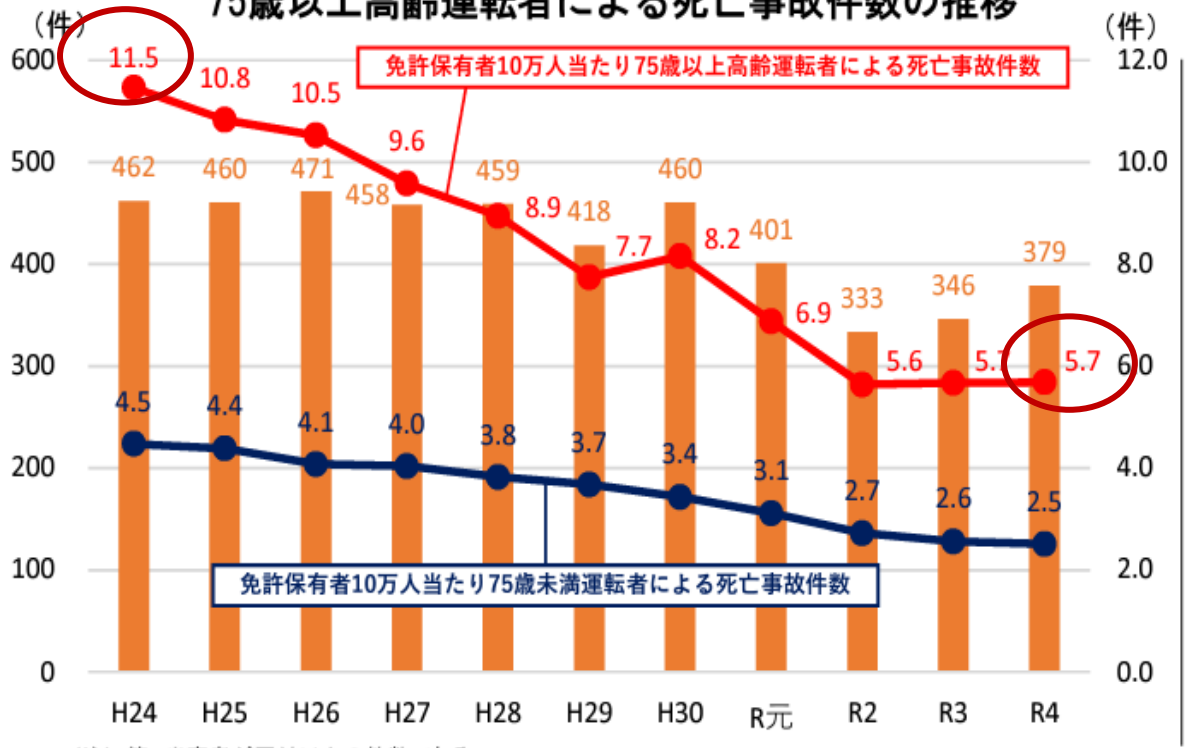

（注）・第１当事者が原付以上の件数である。
・算出に用いた免許保有者は、各年12月末の値である。

自動車運転者による年齢層別死亡事故の人的要因比較【令和４年】

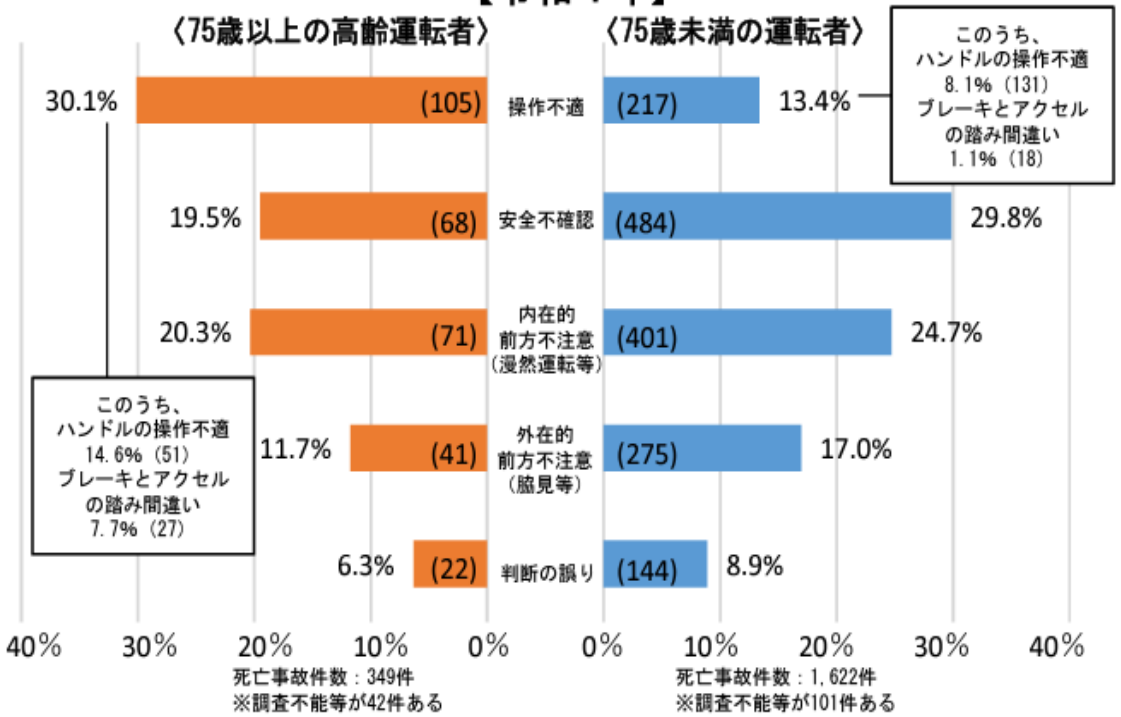

参考

自動車運転者による年齢層別死亡事故の事故類型比較
【令和４年】

出典：**警察庁交通局**　令和４年における交通死亡事故の発生状況について（令和５年３月）

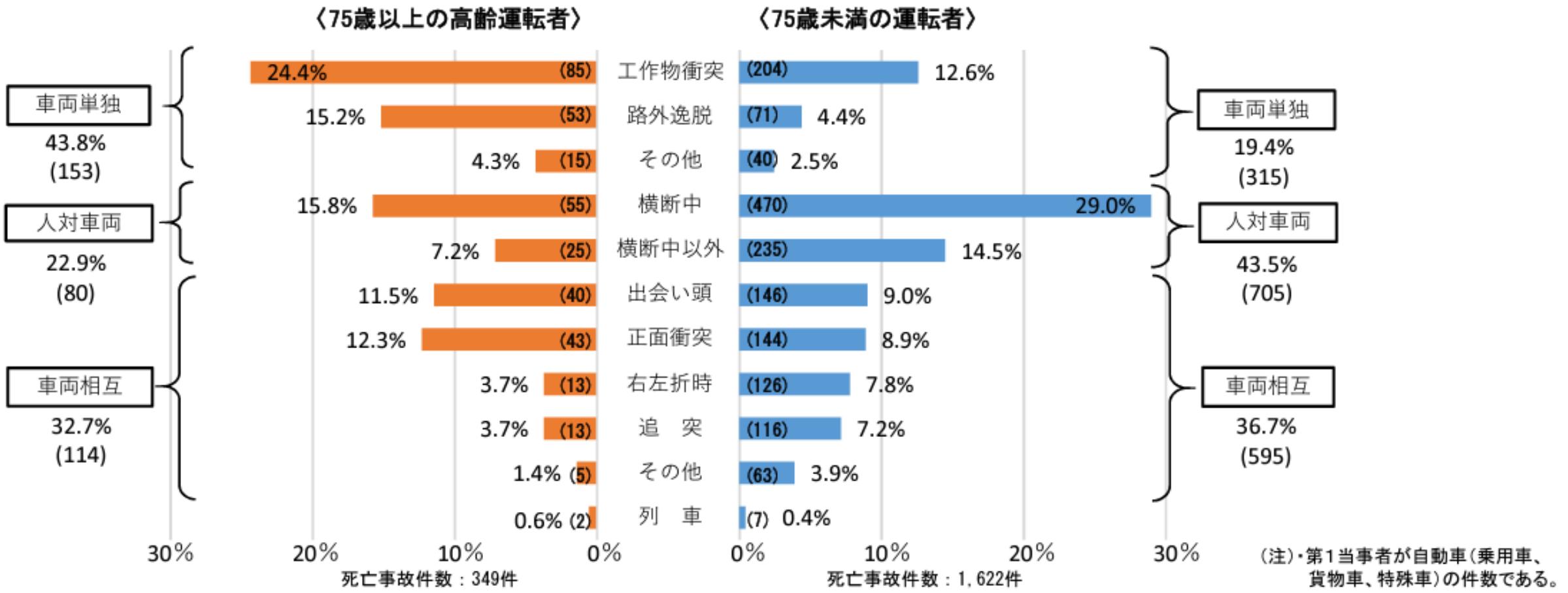

（注）・第１当事者が自動車（乗用車、貨物車、特殊車）の件数である。

提案

・運転の安全性には個人差がある
・また、地域の交通事情や送迎の範囲・内容にも違いがある。地域で決めたほうが良い
・安全運転か否かの見極め※を行い、大丈夫な人は、80歳くらいまで運転ボランティアを担ってもらってはどうか
（※自動車事故対策機構の運転者適性診断など）
・ただし、11ｽﾗｲﾄﾞのような弱点等には考慮すること

【事例】 神奈川県 海老名市「広報えびな」2024年1月15日号

目指すは〝みんなで楽しく暮らせるまち〟

「つながりができると困ったときの助けになるから」と、持ち前の発想力と創造力を生かし、高齢者の楽しみが生まれるコミュニティーづくりに努める市橋さん。高齢者を自宅からサロンへ送迎する移動支援も立ち上げました。
「高齢になればなるほど遠出の機会は少なくなるからね。それなら近くに楽しみが生まれるようにしようと。足腰が弱ってきても、閉じこもりがちでも、とにかくみんなで楽しめるように」と、張り切っています。
サロンのイベント企画も市橋さんの理想の地域づくりのためには大切な活動です。「声を掛け合って笑いが生まれるから〝つながり〟を感じるんじゃないかな。企画だけして独りよがりに満足するのは好きじゃない。同じ目線で一緒に楽しんで、みんなの笑い声を聞けるのが一番の幸せ」
自らがつながりを体現し、みんなの先頭に立って活動する市橋さん。あふれる熱意を胸に、地域のキャプテンとして進み続けます。

今月のえび人

市橋輝朗（いちはしてるお）さん
（浜田町在住・84歳）

浜田地区社協会長、ゆめクラブ浜友会会長。浜田自治会の会長の時、現在の活動拠点の自治会館建て替えにも尽力。モットーは「率先垂範」「有言実行」。

よくある質問　③運転ボランティアの拡大＆バトンタッチについて

参考

秦野市　地域支え合い型認定ドライバー養成研修

福祉有償運送の**大臣認定運転者講習**　**「担い手」発掘の場に**

・2016年度から開始　・毎年２回：30人定員／受講者無料

大臣認定講習実施機関に委託して実施

・**大臣認定講習**（講義＆実習）に**追加**して **地域公共交通**や**地域支え合いをテーマとした事例紹介**、**グループワーク**などのカリキュラムを実施　➡ **地域課題への気づき**

当時の担当課長談：担い手育成は「テマヒマかかる」のが当たり前

他市では1万円以上するのに、**無料で資格が得られて**嬉しいな

【周知方法】

①市広報、ホームページに掲載

②公共施設にチラシを配架

③**介護保険料決定通知書**に(他の講座を含め)チラシを同封

④65歳到達者へ送付する**介護保険証**にも同様なチラシを同封

修了者の動向

最終日に配付する「ドライバー募集事業所一覧」から、修了者自身が事業所へ連絡

- **福祉有償運送**や**デイサービス**のドライバー
- **地域のボランティア**(修了者たちで立上げた事例も)

④

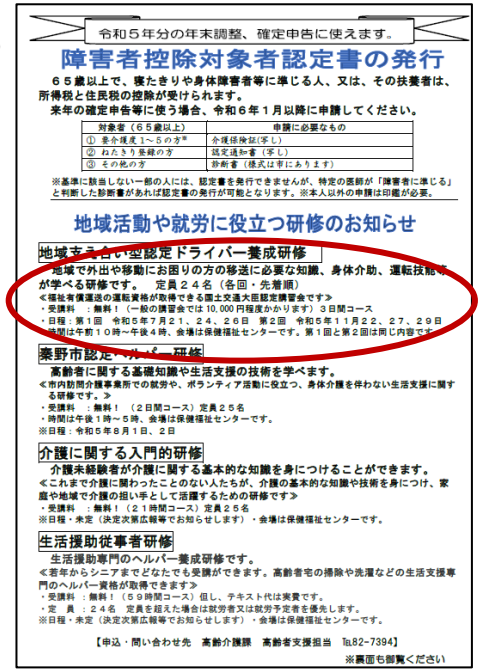
令和５年分の年末調整、確定申告に使えます。

障害者控除対象者認定書の発行

６５歳以上で、寝たきりや身体障害者等に準じる人、又は、その扶養者は、所得税と住民税の控除が受けられます。
来年の確定申告等に使う場合、令和６年１月以降に申請してください。

対象者（６５歳以上）	申請に必要なもの
① 要介護１～５の方※	介護保険証（写し）
② ねたきり老人の方	認定通知書（写し）
③ その他の方	診断書（様式は市にあります）

※基準に該当しない一部の人には、認定書を発行できませんが、特定の医師が「障害者に準じる」と判断した診断書があれば認定書の発行が可能となります。※本人以外の申請は印鑑が必要。

地域活動や就労に役立つ研修のお知らせ

地域支え合い型認定ドライバー養成研修
地域で外出や移動にお困りの方の移送に必要な知識、身体介助、運転技能が学べる研修です。　定員２４名（各回・先着順）
≪福祉有償運送の運転資格が取得できる国土交通大臣認定講習会です≫
・受講料　：無料！（一般の講習会では10,000円程度かかります）３日間コース
・日程：第１回　令和５年７月２１，２４，２６日　第２回　令和５年１１月２２，２７，２９日
・時間は午前１０時～午後４時、会場は保健福祉センターです。第１回と第２回は同じ内容です。

秦野市認定ヘルパー研修
高齢者に関する基礎知識や生活支援の技術を学べます。
≪市内訪問介護事業所での就労や、ボランティア活動に役立つ、身体介護を伴わない生活支援に関する研修です。≫
・受講料　：無料！（２日間コース）定員２５名
・時間は午後１時～５時、会場は保健福祉センターです。
※日程：令和５年８月１日、２日

介護に関する入門的研修
介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけることができます。
≪これまで介護に関わったことのない人たちが、介護の基本的な知識や技術を身につけ、家庭や地域で介護の担い手として活躍するための研修です≫
・受講料　：無料！（２１時間コース）定員２５名
※日程・未定（決定次第広報等でお知らせします）・会場は保健福祉センターです。

生活援助従事者研修
生活援助専門のヘルパー養成研修です。
≪若年からシニアまでどなたでも受講ができます。高齢者宅の掃除や洗濯などの生活支援専門のヘルパー資格が取得できます≫
・受講料　：無料！（５９時間コース）但し、テキスト代は実費です。
・定　員　：２４名　定員を超えた場合は就労者又は就労予定者を優先します。
※日程・未定（決定次第広報等でお知らせします）・会場は保健福祉センターです。

【申込・問い合わせ先　高齢介護課　高齢者支援担当　℡82-7394】
※裏面も御覧ください

③

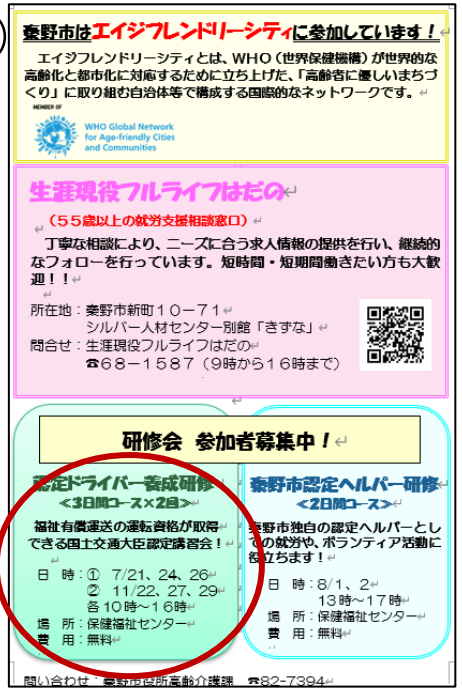
秦野市はエイジフレンドリーシティに参加しています！

エイジフレンドリーシティとは、WHO（世界保健機構）が世界的な高齢化と都市化に対応するために立ち上げた、「高齢者に優しいまちづくり」に取り組む自治体等で構成する国際的なネットワークです。

WHO Global Network for Age-friendly Cities and Communities

生涯現役フルライフはだの

（５５歳以上の就労支援相談窓口）

丁寧な相談により、ニーズに合う求人情報の提供を行い、継続的なフォローを行っています。短時間・短期間働きたい方も大歓迎！！

所在地：秦野市新町１０－７１
シルバー人材センター別館「きずな」
問合せ：生涯現役フルライフはだの
☎６８－１５８７（９時から１６時まで）

研修会　参加者募集中！

大臣認定ドライバー養成研修
<３日間コース×２回>
福祉有償運送の運転資格が取得できる国土交通大臣認定講習会！
日　時：①　7/21、24、26
②　11/22、27、29
各１０時～１６時
場　所：保健福祉センター
費　用：無料

秦野市認定ヘルパー研修
<２日間コース>
秦野市独自の認定ヘルパーとしての就労や、ボランティア活動に役立ちます！
日　時：8/1、2
13時～17時
場　所：保健福祉センター
費　用：無料

問い合わせ：秦野市役所高齢介護課　☎82-7394

よくある質問　④補助金について

■ 介護予防・日常生活支援総合事業の場合

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防ケアマネジメント

一般介護予防事業

1．介護予防把握事業
2．介護予防普及啓発事業
3．地域介護予防活動支援事業
4．一般介護予防事業評価事業
5．地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防・日常生活支援サービス事業

1．訪問型サービス（第１号訪問事業）
①訪問介護（従前相当のサービス）
②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
③訪問型サービスB（住民主体による支援）
④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
⑤訪問型サービスD（移動支援）
2.通所型サービス（第１号通所事業
①通所介護（従前相当のサービス）
②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）
③通所型サービスB（住民主体による支援）
④通所型サービスC（短期集中予防サービス）
3.その他の生活支援サービス（第１号生活支援事業）
①栄養改善の目的とした配食
②住民ボランティア等が行う見守り
③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）

介護予防・生活支援サービス事業は、「要支援１・２および基本チェックリスト該当者しか補助対象にならないので、**使い勝手が悪い**」、「ガイドラインには１/２ルールが示されている」というご意見が寄せられる

要支援者等が1人以上いれば**固定費を定額で補助**するなどる、実施団体が**補助額の変動に振り回されないよう**にしている市町村が増えている

よくある質問　**総合事業で新たな補助は組めない**

「多様な生活支援サービスに移行しようと思っても、**総合事業が上限額を超過**していて**新しい補助は組めない**」という市町村からのご相談もしばしば　➡厚労省は運用の見直しを検討中　https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001176039.pdf

■　総合事業以外に活用できる事業（財源）

	生活支援体制整備事業	保健福祉事業
制度概要	市町村が中心となって、多様な地域の関係者と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの。
財源	都道府県19.25%、国38.5%、市町村19.25%、第1号被保険者の保険料23%	第１号被保険者の保険料
対象者	高齢者	被保険者、家族等の介護者
実施例	① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ ③ 関係者のネットワーク化 ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能） ⑥ ニーズとサービスのマッチング	・地域支援事業以外の介護予防事業（移動支援等） ・介護者支援事業 ・直営介護事業 ・高額介護サービス費の貸付事業　／等 財源は、市町村特別給付と同じだが、特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」。**対象者が被保険者・介護者と、特別給付と比べて幅広い**

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(**インセンティブ交付金**)をこれらに充当する例も！

＝**保健福祉事業**は第1号被保険者の保険料によって賄われるが、インセンティブ交付金を充当すれば、**保険料を値上げせずに実施することも可能**

よくある質問　⑤保険について

■自動車保険

・他人を乗せるとき特別な保険は必要ない（国内大手の損保会社は確認済。ネットで手続きをする 特に海外資本の会社は各自要確認）

・任意保険の「総合補償」は、対人賠償・対物賠償・人身傷害の3つが組み合わされていることが多い
人身傷害もあると、責任割合に係らず、運転者と同乗者の傷害に対して、実際の損害額に応じた保険が払われる

・法人の車両やマイカーに本来かけている自動車保険を使いたくない場合　※次の頁参照

	補償の概要	
相手への賠償	対人賠償	事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。
	対物賠償	事故により他人の財物を損壊させ法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。
おケガの補償	人身傷害	ご契約のお車に搭乗中などの事故により、傷害を被った場合の補償です。
	傷害一時金	人身傷害保険のお支払対象となる事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが、傷害を被り入院または通院した場合の補償です。

【補償内容と保険料について】　保険期間：1年

保険期間終了後、通知内容に基づき確定保険料を計算し、契約締結時に領収した暫定保険料との差額を追加領収または返還します。

補償内容	車両保険ありプラン		車両保険なしプラン
対人賠償責任保険	無制限 免責金額(自己負担額)なし	無制限 免責金額(自己負担額)なし	無制限 免責金額(自己負担額)なし
対物賠償責任保険			
自損事故傷害特約	○	○	○
対物超過修理費用補償特約	○	○	○
車両保険(一般条件) (保険金額300万円※1)	○ 免責金額(自己負担額)なし	○ 免責金額(自己負担額)3万円	×
概算保険料 (1台・稼働日1日あたり)※2	1,210円	1,150円	400円

・法人や個人の自動車保険を使いたくない場合に掛ける保険
・事故のさいに、本来の保険に優先して補償。3社が販売
・1日1台あたり400円。車両保険を加えると約1200円

●保険契約者：**移動支援を実施する団体**（法人格は不問）
●対象となる自動車：①**登録ドライバー**もしくは家族名義の車両
②社会福祉法人等から**無償で借り受ける車両**
●損保ジャパンの商品は、車両保険ありの場合、人身傷害を付加（2021年1月から）

※契約に含まれていない各種特約については、**持込車両の**（本来の）**自動車保険を併用することが必要になる場合**もある

■全国社会福祉協議会の保険

ボランティアと利用者に切れ目のない補償が行われるよう保険をかける場合

	ボランティア自宅発	⇔	送迎車にボランティア乗車中	⇔	送迎車に利用者乗車中	⇔	買い物やサロンに参加中
自動車保険			●		●		
ボランティア活動保険（無償ボラ）	●	●		●		●	●
ボランティア行事用保険（Aプラン）				●		●	●
送迎サービス補償（Aプラン）				●	●	●	●
送迎サービス補償（Bプラン）			●		●		
福祉サービス総合補償（団体やグループの賠償責任を補償）	●	●	● ※傷害保険のみ	●	● ※傷害保険のみ	●	●

令和5年度

ボランティア行事用保険

（傷害保険、賠償責任保険、国内旅行傷害保険）

（https://www.fukushihoken.co.jp）ふくしの保険 検索

地域福祉活動やボランティア活動のさまざまな行事における
◎主催者や参加者のケガ
◎主催者の賠償責任（主催者責任）　を補償します

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

（本制度の契約形態）
本制度は、ボランティア行事を実施する主催者ならびにその行事の参加者を被保険者（保険の補償を受けられる方）として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

補償金額（保険金額）

Aプラン・Bプラン・Cプラン共通
（熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット）

		保険金の種類		補償内容
ケガの補償	参加者本人のケガ	死亡保険金		400万円（※1）
		後遺障害保険金		400万円（限度額）
		入院保険金日額		3,500円
		手術保険金	入院中の手術	35,000円
			外来の手術	17,500円
		通院保険金日額		2,200円
賠償責任の補償		対人事故		1名・1事故2億円（限度額）（※2）
		対物事故		1事故1,000万円（限度額）（※2）

（※1）すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
（※2）賠償責任の補償の限度額は、補償の対象となるリスクの種類ごとに適用されます。

参考

長野県 須坂市 旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会が加入する保険

1．福祉サービス総合補償（サポーターの活動中のケガ等を補償、グループの賠償責任を補償）

保険会社	全国社会福祉協議会(損害保険ジャパン)		
加入プラン	Cプラン		
補償の内容	活動中のケガ	保険金	通院 日額5,000円、入院 日額8,000円
	活動中の死亡		1,080万円
	対人・対物の賠償		5億円(期間中限度額)
保険料	活動従事者全員の年間延活動日数×43円（たすけ合いの会で負担⇒市が補助）		
その他	自動車による事故も対象。ただし、対人・対物事故の賠償責任については対象外。		

2．送迎サービス補償（利用会員の付添支援の乗車中等のケガ等を補償）

保険会社	全国社会福祉協議会(損害保険ジャパン)		
加入プラン	Aプラン（利用者特定方式）		
補償の内容	乗車中・サービス実施者管理下のケガ	保険金	通院 日額 2,200円　入院 日額 3,400円
	上記の死亡		345.2万円
保険料	利用者１名×１日20円×利用日数（たすけ合いの会で負担⇒市が補助）		

須坂市高齢者福祉課　山岸和幸課長補佐　発表資料から

3．移動サービス専用自動車保険（プラザ車：公用車、ボランティア車の事故を補償）

※サポーターの自家用車の任意保険を使わずに補償

補償内容	車両保険ありプラン		車両保険なしプラン
対人賠償責任保険 対物賠償責任保険	無制限 免責金額なし （自己負担なし）	無制限 免責金額なし （自己負担なし）	無制限 免責金額なし （自己負担なし）
自損事故傷害特約	●	●	●
対物超過修理費用 補償特約	●	●	●
車両保険 （保険金額300万円）	● 免責金額なし （自己負担なし）	● 免責金額 （自己負担額）3万円	―
概算保険料(1台・稼働日1日あたり)	1,210円	1,150円	400円
保険料	車両保険プランなし、対象台数3台、稼働日100日の場合 400円×3台×100日＝年間保険料　120,000円 （たすけ合いの会で負担⇒市が補助）		

10万円以下の修繕の場合は会から負担⇒市で補助

保険会社：東京海上日動火災保険

須坂市高齢者福祉課　山岸和幸課長補佐　発表資料から

よくある質問　⑥タクシーなど交通事業者との調整

■ 住民全体に対して **公共交通は乗ることによって維持できる**との認識を共有することが大事：**マイカー移動を減らし公共交通を使う**
- ・バスの乗り方教室
- ・高齢者に対しては、個別カルテの作成

■ **タクシー等に対しては**以下を説明、理解をえる
- ・買い物や通院に苦労がある高齢者がいる
- ・厚生労働省の地域づくり方針、高齢者の社会参加
- ・社会福祉法人の「公益的な取組を実施する責務」
- ・国交省の互助を促進する方針「許可又は登録不要の通達」改正

■ **閉じこもり防止**や**介護予防**の観点から**高齢者の外出を促進する**には**選択肢が必要**

■ だが 活動するにあたって、互助活動を**タクシー代わりに便利に使われても困る**

・利用対象者に制限を設ける事例
- ・75歳以上
- ・独居または高齢者世帯のみ
- ・○○地域に住んでいて通院や買い物に困っている人など

許可・登録不要の通達 改正

通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」の一部**改正**について（概要）
パブリックコメント 2023.12.27～2024.1.25

１．背景

自動車による移動手段の確保は、**日常生活の維持、地域の活性化**、観光振興、教育を受ける機会の確保、**外出増加による医療・介護費の削減**など、**多面的で公共的な意義がある**ため　・・(略)

他方、**高齢社会や共働きの進展**、地域へのさまざまな観光客の来訪などを考慮すると、**地域での互助活動・ボランティア活動による運送、**自家使用の自動車による運送等**にも一定の役割を持たせないと社会・経済活動の維持が困難になることも現実である。**

公共交通機関又は自家用有償旅客運送の利用が困難な住民の運送や他のサービスに付随して生じる運送の考え方を整理し、運用してきたところであるが、地域における移動資源の確保がかなり困難になっているなかで、道路運送法における**許可又は登録を要しない運送についても**、公共交通機関や自家用有償旅客運送の果たす役割を補完することが重要であることから、**改めて明確化するため**、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」(平成30年3月30日国自旅第338号)について、**所要の改正を行う。**

２．改正の概要

（1）**利用者から収受**する**ガソリン代**等の**実費**に、**保険料**及び**車両借料等**を新たに**追加**

（2）宿泊施設、幼稚園等、**施設送迎**や**生活支援サービスなどの主たる事業に付随する運送**において、運送の有無によって利用料が変わらない場合、**実費の受領を容認**

また、宿泊施設等においては、無償運送の運行範囲の考え方を明確化

（3）通訳案内士等による・・(略)

（4）その他所要の改正

３.今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和６年２月

解説

（1）**実費**

当該運送行為がない場合には発生しない経費、すなわち

・**ガソリン代**実費、通行料、駐車場代

・「移動サービス専用自動車保険」など活動日に掛ける**保険**（年間契約を含む）

・全国社会福祉協議会のボランティア関係の**保険**など　を指す

（車両に もともと掛けられている自賠責保険・任意保険の一部を収受することは不可）

・**車両借料等**

当該運送を行うために発生した車両借料（レンタカー代＆それに伴う保険）

（2）**生活支援サービスなどの主たる事業に付随する運送**において、運送の有無によって利用料が変わらない場合、**実費の受領を容認**

●現行の「通達」等

(4)-3 子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価の負担を求めない場合
つまり、ガソリン代の実費は利用者から収受できない

●現行の運用

国交省旅客課：**乗車中も時間にカウントして良いという判断を地方運輸局に連絡**
2021.11.02

解説

・運送の有無によって利用料が変わらない場合　とは、生活支援サービスとして、車を使わないサービス（草取り、掃除、電球取替など）も車を使うサービスも、30分400円など同一料金体系であることを言う

・実費の受領を容認とは、
車を使って病院や買物に付添う場合、**ガソリン代などの実費を上乗せして**利用者から収受して良い

変更なし

（4）その他所要の改正